

長期金銭債権の減損

米 山 正 樹

I はじめに；問題の所在

不良債権の会計処理をめぐる最大の問題は、誤解をおそれずにいうなら、何が本質的な問題なのか、その点がそもそも判然としていないことに求められよう。返済の滞った金銭債権の評価を切り下げる、そこで生じた評価損失を損益計算書に反映させるべきというのは、しばしば自明のこととみなされる。それがあまりにも自明であるため、どのような状況に陥った金銭債権の評価を、いつ、どれだけ切り下げるべきかについては、これまで必ずしも十分な検討が加えられてこなかった。なぜ評価損失を計上するのかという根本的な問い合わせに解決が与えられぬまま、切り下げは当然という認知だけが拡がっていったとみることができる¹。

その結果、わが国においてはこれまで、金銭債権の切り下げは、基本的に、すべて企業側の裁量に委ねられていたといつても過言ではない。恣意的な切り下げ（あるいは、本来切り下げるべきストックの据え置き）を禁止するための論拠が解き明かされてこなかったのである。それでも、滞りなく資金回収が進むかぎりは、金銭債権の減損について特筆すべき問題は生まれてこなかった。ところが、周知のとおり、最近になって、いくつかの金融機関が多額の不良債権を抱えたまま経営困難に陥り、最悪、破綻する事態が生じてきた。ここに至り、基本理念に支えられ首尾一貫したルールを整備し、評価損失を計上すべきケースや計上すべきでないケースを具体的に示す必要が生じてきたのである。

とはいえる、これまで不良債権の切り下げを「自明」と片づけてきたわが国においては、ほんらい議論の端緒となるべき「なぜ減損の生じた金銭債権について評価損失を計上するのか」が十分議論され、一定の合意が得られているとはいえない。冒頭、「何が根本的な問題なのか、その点が判然としていること自体が最大の問題」と述べたのは、要するにそういうことである。体系的なルールづくりにあたっては、きわめて素朴な問題点から出発するしかない。どのような問題にどういう順序で取り組まなければならないのか、論点の整理が本稿の主たるテーマである。

直前に述べたとおり、本稿の趣旨はあくまでも問題点の整理にある。そこでは、返済の滞った金銭債権の評価を検討する際、採り上げるべき問題を網羅することに力点が置かれている。個別の論点については、別稿にて詳しく述べられているものもある。問題解決のための道筋を立てることが眼目であるから、個別の問題については全体の見通しに関わる場合にかぎって言及することにしたい。

II 公表利益の意義

返済の滞った金銭債権をどう処理すべきかは、最終的には、何のために利益を測定し、開示す

るのかという問題と関わってくる。手段が適切かどうかは、いうまでもなく、あらかじめ想定されている目的との関係で決まってくるのである。そうなると、ここで問われるのは、公表利益にどういう役割が期待されているのかであろう。周知のとおり、利益を測定・開示することの目的は、大きく分けてふたつあるといわれている。「達成すべき目標」としてそのうちのいずれを想定するのか、それともさしあたり明確なゴール・アサンプションを設げずに議論を進めるのかに応じて、減損の生じた金銭債権の処理も違ってくるはずである。ここではまず最初に、この点に関する本稿のスタンスを明らかにしておきたい。

(1) 投資家の期待形成と利益情報

さて、先に掲げた「公表利益に期待されている役割」のひとつは、投資家による事前の意思決定に有用な情報を提供することといわれている。ここでいう「有用性」は個々の投資家ではなく、むしろ多数の参加者からなる証券市場での均衡株価形成に資するかどうかで判断されることが多い。そこでは、追加的な情報開示により、従来とは異質な株価の体系がもたらされるかどうかが問われることとなる。均衡株価の体系に変化をもたらした会計情報にかぎって、限界的な価値が認められるのである²。減損の生じた金銭債権の処理を考える場合も、どのような情報が投資家の期待形成に影響を及ぼしうるのかという観点から考察を進めることとなる。

ここで述べたとおり、企業が将来生み出すであろう不確実なキャッシュフローを予測するのに有用な情報の提供というのは、公表利益に期待されている役割として比較的わかりやすいものといえる。しかし、具体的にどのような情報が有用なのかとなると、話題は一転、難しくなってくる。代替的な情報源が存在し、とくに財務報告書という形で強制開示しなくとも必要な情報が投資家に伝わる可能性が留保されているかぎり、情報の有用性について先駆的にいいうことはほとんどないといって過言ではない。これも誤解をおそれずにいいうなら、何が投資家にとってリヴァンントなのかは、試行錯誤を繰り返しながら事後的に明らかにしていくしかないである。

この点、返済の滞った金銭債権を具体例として採り上げ、もう少し具体的に述べてみたい。もし公表利益以外から減損の事実やその深刻さについての情報を一切得られないのであれば、いかなる属性値をとるにせよ、返済の滞った金銭債権の評価を切り下げ、評価損失を反映させた公表利益は投資家にとって有用なものとなろう³。もちろん、減損の概要に関する定性的な情報を簿外で開示したとしても、新たな内容を含むものであるかぎり、証券市場において投資家がその情報に反応し、均衡株価の体系は変化するものと見込まれる。何も情報を得られない状態をゼロ・スタンダードとすれば、返済の滞った債権に関するあらゆる情報に限界的な価値が認められるのである。

しかし、金銭債権に生じた減損の概要を知るための手がかりが会計情報だけという想定は、必ずしも現実的とはいえない。マスメディアによる取材や証券アナリストの活動など、代替的な情報源としてさまざまなものが考えられるのである。よく知られているように、投資家に対し返済の滞った金銭債権の概要を積極的に知らしめる誘因は、経営者の側にも少なからず存在する。「放っておけば減損の事実は隠蔽されてしまう」という想定は、よほどナイーヴな投資家を与件としないかぎり意味を持たない。何らかの有用な情報を既に市場価格が織り込んでいるとみるのが現実的であろう。

そうなると、次に問題となってくるのは、代替的な情報源からは知り得なかった事実とは何かである。ところが、別のルートをつうじて何がどこまで「自明」となっているのか、投資家の認

知を確かめる作業はきわめて困難であり、場合によっては不可能といつても過言ではない。その点が明らかにならない以上、減損の生じた金銭債権についてどのような会計情報を開示すべきか、ア・ブリオリにいえることはほとんどない。とすれば、先述のとおり、投資家の反応を逐次確かめながら、どのような情報が必要とされていたのかを事後的に判断するしかない。極論すれば、そこでは「実験の繰り返しがすべて」なのである。

最後に、以上を要約しておきたい。利益情報を提供する際は、それが投資家による事前の意思決定に有用かどうか、事実にそくして確かめる作業が必要となってくる。投資家の期待形成に役立つような情報の提供は、公表利益に期待されている役割のなかでとくに重要な部分を占めている。それは事実であり、演繹的な推論からレリヴァントな情報を具体的な形で導き出せるのであれば、返済の満った金銭債権について、そういう情報を制作・開示すればよい。しかし、実際のところそのような作業はきわめて困難である。多くの留保条件を付さないかぎり、いかなる情報が有用なのかについて確たることをいうのは難しい。

そうであれば、返済の満った金銭債権の処理を考える際、ここでは「投資家の意思決定に有用かどうか」という観点を敢えて強調しないことにする。そういう着眼点が大切とはいえないからではなく、それを強調したところで、具体的な測定操作に関するインプリケーションが事前にはほとんど得られないからである。改めて考えてみれば、公表利益に期待される役割が違うからといって、具体的な測定操作のほうも相違するとはいきれない。まずはその他の役割に着目した議論に取り組み、そこから導かれてきた公表利益の計算方法が「投資家の期待形成に有用な情報の提供」という目的と首尾一貫しない旨、先驗的に主張しうる場合にかぎり、ここで論じてきた役割に改めて言及したい。

(2) 業績・分配指標としての利益情報

①分配指標に求められる特質

統いては、公表利益に期待される機能のうちのもうひとつ、営業活動の成果を分配する際の基準となるような、事後の業績測定値としての役割を探り上げる。周知のとおり、株主・債権者等から委託された資金をもとに、企業は、経営者により指揮・管理された従業員の活動をつうじて成果を生み出していく。ここに掲げた利害関係者の関与は、いずれも、営業成果を獲得するためには不可欠のものといえる。いずれかひとつの主体が欠けただけでも、企業活動はうまく機能しなくなってしまう。このとおり、さまざまな主体による相互依存関係のなかで、はじめて成果が得られる場合は、あらかじめ成果配分のルールを決めておかないと、事後的な調整が難航するものと見込まれる。いずれの主体も「固有の取り分」を主張しないからである⁴。

このような局面において、しばしば成果分配のメルクマールとしての役割を果たしてきたのが公表利益である。業績の指標としてさまざまな選択肢が存在するなかで、公表利益が敢えて採択されてきた理由としては、利益情報にみられるある種の優れた特性、つまり企業を取り巻く主体間の利害調整を円滑に図りうる点が挙げられる。例えば、経営者と株主との関係を考えたとき、株主を犠牲にして経営者が「不当に高額な」報酬を受け取ることのないよう、事前に何らかの取り決めを定めておかなければ、株主はみずから資金を経営者に委ねようとはしないであろう。逆に経営者のほうも、株主の富を増やすために費やした努力がみずからの報酬に反映されなければ、株主の利害に沿った行動をとろうとはしないであろう。

ここで述べたとおり、成果分配の基礎となる業績指標においては、一例として、経営者が株主

の利害に沿って払った犠牲との密接な結び付きが必要となってくる。このような特性を備えた指標にもとづく分配スキームを事前に設定しておかないと、経営者と株主との信頼関係は得られない。その結果、両者が協力しあえば達成可能な企業利潤は期待できなくなってしまう。この点、キャッシュフローの期間配分手続にもとづく現行の公表利益は、その他の代替的な指標と比較したとき、経営者の費やした努力との結び付きが相対的に緊密と考えられている。ここでその他の代表的な業績指標との比較をしてみたい。

②株価にもとづく業績評価の意義と問題点

まずは資本市場の参加者による企業評価をもとに、経営者の意思決定が株主の利害に沿うものであったかどうかを測る方法を探り上げる。言い換えれば、一会计期間における株価の上昇分（より正確には、これに現金配当額分の調整を施したもの）、つまり株主の投資収益で経営の巧拙を判断しようというのである。結果的に得られた株主の所得を指標として経営者が費やした努力をとらえ、それをもとに経営者報酬を支払うやりかたは、一見したところきわめて自然なものといえる。

しかし株価の上昇は、経営者が払った努力とは関係のない要因でも起こりうる。株主の利害に沿った経営者の行動は、株価を引き上げる原因のひとつに過ぎない。あまりに多くの事象が株価の変動を引き起こすので、株価は、むしろ経営者が費やした努力水準に関する直接的な指標とは考えにくい。そうなると、株価にもとづく報酬契約を取り交わしたところで、経営者が積極的に株主の富を増やそうとするとはかぎらない。投資家が事前に期待したほど株価が上昇せずに低迷している原因是、「真相」はともかく、経営者にとって制御不能な環境要因に「押しつける」ことができる。逆に予想外の投資収益が得られた場合、実際の原因いかんにかかわらず、経営者はそれを自分が費やした努力に帰させることもできる。こういう「言い訳」が可能であれば、株主の利害に適う形での努力が必ずしも保証されない旨、追加的な説明は不要であろう。

企業外部の投資家とくらべて情報優位の立場にいる経営者が、株価の低迷をもっぱら環境要因のせいにする事態を避けるためには、例えば、市場要因に必ずしも左右されない、その意味で「企業に固有の内的な」指標を設定し、これをもとに経営者のパフォーマンスを評価すればよい。企業内部でしか作成できない情報で業績指標となりうるものといえば、営業活動から生み出された純額のキャッシュフローと、これに期間配分の手続を施した企業会計上の利益とが代表的なものといえる。そのうちの後者、つまり公表利益に着目して経営者に報酬を支払うしくみの意義を相対化するのが当面の検討課題であるから、ここではまず最初に、加工を施す前のキャッシュフロー・データのほうに着目したい。これにもとづき意思決定の巧拙を判断するやりかたの意義と問題点とを検討するのである。

③未加工のキャッシュフロー・データの意義と問題点

さて、キャッシュフロー・データにもとづく業績指標は、市場参加者による期待改訂のような事象に左右されない反面、企業価値を増殖させるために経営者が払った努力の一部だけしか反映できないという特徴を有している。資本市場において、投資家は、企業価値に関わる将来事象のすべてを織り込んで行動しようとする。そこでは、いまだ実際のキャッシュフローに裏づけられていない、その意味で期待に過ぎない将来の企業成果も株価の上昇に反映されることとなる。いわば経営者は、株価をもとに自分のパフォーマンスが評価される場合、株主と同様、長期的な視

点に立った投資プロジェクトへと動機づけられるのである。

これに対し、現実のキャッシュフローに着目するケースにおいて経営者のペイ・オフに関わってくるのは、在職期間中に成果の実現が見込まれる部分だけである。期待の次元にとどまる企業価値の增加分は、たとえそれが株主の利害に沿って費やされた努力によるものだとしても、経営者の報酬には直結しない⁵。優れたパフォーマンスにみあう報酬が必ずしも期待できないのである。そうなると、「合理的な」経営者は株主の期待いかんにかかわらず、長期的な収益性より短期的な資金回収が可能かどうかで投資プロジェクトを選ぶことになってしまう。解散時点までに生み出されるであろうキャッシュフローのすべてを視野に收めている投資家に対し、経営者は在職期間中しか企業の営業成果と関わりを持たない。キャッシュフロー・データにもとづく業績指標は、このような形で経営者と株主との利害対立を引き起こす一面も有している。

なかでも、未加工のキャッシュフロー・データは、企業成果と関わりあう期間の違いにもとづく経営者と株主との利害対立を引き起こす可能性が相対的に高い。というのも、実際に生じたキャッシュフローそれ自体に着目して経営者報酬を支払う取り決めのもとでは、自分の在職期間を超えて利用可能な資本財の購入など、長期的な収益性を高めるための支出が抑えられてしまうからである。それ以外にも、長期にわたって効果が持続すると見込まれる宣伝広告や研究開発のための支出も切り詰められることになろう。極端なことをいえば、前任の経営者が培ってきた超過利潤への期待を現実のものとする一方、自分自身は新たな超過利潤の獲得機会を模索しないのが、現職の経営者にとって最善の選択となってしまうのである。

④期間配分を施したキャッシュフロー・データの意義

この点、キャッシュフロー・データにある種の修正を施せば、経営者を投資家の望むような長期の資本支出へとある程度動機づけることも不可能ではない。例えば、資本支出の全額を支出の生じた年度の費用とするのではなく、資本財の利用可能な期間にわたり漸次費用として処理していく旨、あらかじめ取り決めておくような工夫が考えられる。こうしておけば、投資家と経営者との利害を多少なりとも一致させることができが可能となってくる。というのも、自分が手がけた長期投資の「恩恵」にあずかる後任の経営者にも、応分の負担を強いることになるからである⁶。

ここで述べたようなキャッシュフロー・データの「加工」は、まさしく現行の公表利益を特徴づけている「期間配分」の手続にほかならない。つまりキャッシュフローの期間配分にもとづく企業会計上の利益は、前掲の意味で、未加工のキャッシュフローより優れた業績指標ということができる。この手続にもとづく利益情報は、株主の利害に沿った形で経営者の費やした努力との結び付きが未加工のデータより緊密であり、その分、株主と経営者との利害調整に資するものと見込まれるのである。

以上により、企業成果を分配する際に果たされる業績指標としての役割とはどういうものか、それがほかならぬ公表利益に期待されるのはなぜか、それについてのさしあたり必要な説明を終えることができた。そうなると次に検討すべきは、こういう機能を果たすため、返済の滞った金銭債権を具体的にどう処理すればよいのかである。実はこの問題の解決には多くの困難が伴う。基本理念の次元でなら、公表利益は企業成果の分配に資するような業績指標としての役割を果たしているというのも、そう難しいことではない。しかし、そのためにどういうルールづくりを目指せばよいのかとなると、話しあは複雑になってくる。具体策の解明を難しくしている原因としては、主として以下のふたつを掲げることができる。

⑤報酬契約との相互関係

そのうちのひとつは、企業会計の外で決められる企業成果の分配ルールと、企業会計における利益計算との結び付きに関わっている。周知のとおり、個々の主体に配分される企業成果は、最終的には、業績の指標となる公表利益の測定値に、それを変数として組み込んだ分配ルールを適用することで決まってくる。いうまでもなく、株主や経営者が行動を決定する際のよりどころとなるのは、この「最終的な配分額」に寄せられた期待である。事後的な分配スキームの総体が、翻って、経営者による意思決定に影響を及ぼすのである。

ここで述べたとおり、株主の利害に沿った行動へと経営者を動機づけるためには、営業成果のとらえかたを議論するだけでは不十分である。というのも、経営者の報酬は、業績測定のしくみと会計の外で決められる分配ルールという、ふたつの変数で決まってくるからである。そうなると、分配ルールのほうだけは与件とするのか、それとも利益計算のしくみも同時に操作するのかを決めてからでなければ、当面の関心事である減損のとらえかたについて意味のある推論は期待できない。前提のいかんに応じて結論も変わりうるのである。事後的な利害調整という機能に着目した議論の難しさは、こういうところに求められよう。

もちろん、利潤分配のルールと利益計算のしくみのいずれについても既存のものを与件とし、規範的な判断を持ち込まずに現状を分析するのであれば、話しも違ってくる。言い換えれば、現行の企業会計がどのような主体のいかなる利害にどういう影響を及ぼしているのかを個々に分析するかぎり、実りの多い議論を望むこともできそうである。

しかし、例えば返済の滞った金銭債権について「円滑な利害調整に資するような新たなルールづくり」を考え始めた途端、議論に期待しうるものは大きく変質してしまう。その理由は、個別企業の設定している分配ルールが必ずしも一様ではないことに求められる。そういう状況のもとでは、特定の企業が取り決めている分配ルールを与件として考察を進めたところで、そこから導かれた「るべき利益計算のしくみ」がその他の企業、ひいては経済全体に望ましい影響を及ぼすとはかぎらない。多くの企業に等しく適用される利益計算のありかたについて、企業毎に異なる利潤分配ルールを与件として議論を進めても、意味のある結論が得られるとは思えないである⁷。

このとおり、企業会計に关心を寄せる主体が広く満足できるような公表利益の計算方法を模索する際は、利益の測定値にもとづく分配ルールのほうも同時に操作しなければならない。ただ、そうなると、問題は企業会計の領域を超えることとなり、会計に固有のロジックだけでいいることはほとんどなくなってしまう。「当事者間の円滑な利害調整」という観点から「るべき」会計処理を導き出す作業は、いずれにせよ難しい問題を含んでいるのである⁸。

⑥多数の利害関係者の存在

もうひとつの問題は、公表利益に关心を寄せる主体が多数であることと関わっている。そういう主体は、なにもこれまで採り上げてきた株主と経営者にかぎらない。それ以外の利害関係者も視野に収めると、「利害調整に役立つかどうか」という観点から規範的な判断を下す場合に生じてくる、別の困難な問題がみえてくる。特定の利害対立を解消するのに役立つような利益計算のしくみが、その他の主体間の利害調整に資するとはかぎらない。それぞれのケースで争点が異なる以上、この点について異論の余地は少ない。そうなると、どのような利害対立の解消を重視すべきかについての価値判断が求められることとなる。こういう判断を差し挟まないかぎり、減損

の生じた金銭債権の処理について、いいうることは乏しくなってしまうのである。

もちろん、営業成果の配分にあずかる主体のすべてを「平等に」取り扱う必要はない。例えば、企業の従業員も成果の分配を受ける主体のひとつであるが、かれらに支払われる給与は固定的な部分も少なくない。公表利益との結び付きが必ずしも強くないケースのほうこそ、むしろ一般的と考えられる。そうであれば、従業員を中心とした利害調整の局面を重視し、そこから「望ましい利益計算のありかた」を引き出すための努力は、必ずしも実を結びそうにない。

これと同様のことは、企業の所得をもとに賦課される法人税等にもあてはまる。緊密度の違いこそあれ、法人所得税の計算と企業会計上の利益計算とは、何らかの形で関連しあっているのが一般的である。その意味において、課税当局は公表利益のありかたに关心を寄せているはずである。ただ、法人に対する課税の観点から「るべき計算スキーム」を検討することで多くのインプリケーションを得られるかどうかとなると、話は違ってくる。というのも、「望ましい課税」をめぐっては企業会計とは異なるロジックが用意されており、公表利益と「るべき納税額」との関係はその分だけ希薄だからである。ここで述べたとおり、どのような主体間の利害調整を重視すべきかについては、価値判断から離れたところでいいうことも、まったくないわけではない。

しかし、だからといって、返済の滞った金銭債権の評価に関する新たなルールづくりを模索する際、新しいルールが従業員や課税当局などに及ぼす影響について、まったく無関心ではいられない。公表利益の分配指標としての機能に着目した議論は、さまざまな主体間の公平性に関する価値判断を少なからず伴うこととなり、それが確たる帰結を導き出しにくい状況を引き起こしているのである。

(3) 現行ルールの内的整合性

ここまででは企業会計が果たすべきとされる機能のうち代表的なもの、つまり「投資家による事前の期待形成に資するような情報を提供する役割」とか、「企業成果を事後的に分配する局面で役立つような業績指標としての役割」に着目してきた。それらの「達成すべき目標」から、返済の滞った金銭債権の処理に関するルールを引き出そうとしたわけである。しかしいずれの役割に关心を寄せた場合も、推論の過程で大きな困難に直面することとなった。因果関係を解明するための記述的な議論であればともかく、いかなるルールが目標の達成に適うのかという観点に立つ場合は、会計の外で決まってくるような要因⁹が推論の方向性を大きく左右することとなる。そこでは、企業会計に固有のロジックでいいうことは乏しい。

そういう状況のもとで、なお返済の滞った金銭債権のルールづくりに際し、先駆的な推論にもとづく何らかのインプリケーションを引き出すためには、さしあたり、新たなルールづくりの根拠を現行ルールの内的な整合性に求めるしかないであろう。確たる基本理念に支えられ、そこから演繹的に導かれてきた個別のルールからなる体系のほうが、アドホックな規範的判断を含むルールの体系より優れているという理解は、広く多数の支持を得られるものと見込まれる。そうであれば、その他の条件を一定としたとき、既存の体系の首尾一貫性をできるだけ損なわないようなルールを導入したほうがよいとはいえるであろう。新たに導入を図るルールについてはいくつかの選択肢がありうる。それらを整合性の観点から優劣をつけること自体に、多くの異論が唱えられるとは思えない。

ただ、こういう観点から議論を進める場合は、現行のルールが企業会計に期待されている役割

をそれなりに果たしている旨、暗に与件とすることになる。「役に立たない」ルールとの首尾一貫性を考えてもあまり意味がないからである。もちろん、これはほんらいなら事実にてらして確かめるべき問題であり、無条件に現行ルールの有用性や目的適合性を受け入れるわけにはいかない。にもかかわらず、これを暗黙の前提とさせるを得ない点、つまり議論の端緒に先駆的な判断を伴っている点で、首尾一貫性に着目した議論の脆弱さは無視しえないものといえる¹⁰。

ルールの内的な整合性に注目する場合に生じてくるもうひとつの問題点は、現行ルールがそもそも首尾一貫した基本理念に支えられているかどうかに関わっている。整合性に着目しようとしたところで、準拠権とすべきものがもともと首尾一貫性を欠いていれば、議論はそこで終わってしまう。にもかかわらず、実務慣行から培われてきた現実のルールは、必ずしも体系的であり続けてきたとはいえない。それはむしろ人々の会計行動をつうじて絶えず変化しつつあるとみたほうがよい。そうした変化の過程をつうじて、場合によっては新たなルールの体系が既存のルールに置き換わることもある。そうなると、新しい実務慣行が根づくまでの間、利益計算のルールは整合性を欠き、不安定な状態に置かれることとなる。このような「変化」こそが常態であるとみると、特定時点の実務慣行について静的な分析を試みることの意義は乏しいともいえる¹¹。

このほかにも、整合性に着目した議論には別の問題点が残されている。簡単にいうと、これは何をもって「整合的」とみるべきかの解釈をめぐるものである。現行の実務を整合的に説明しうるロジックがひとつだけならともかく、同程度の内的な整合性を保っているロジックが並存する場合、どちらを探るべきかについてはそう簡単に判断を下しえない。

前掲のとおり、関心を寄せる主体の所為によって絶えず変化していく利益計算のルールは、常にいくつかの矛盾を抱えており、すべてを完全に首尾一貫した形で説明するのは不可能といつても過言ではない。そうなると、説明理論間の争いは、いかに例外を少なく、重要性の乏しいものに抑えるのかをめぐるものとなる。例外それ自体は不可避とさえいえる。しかし、例外の多寡や重要性に関する見解が一致する保証はない。事実のとらえかたの違いに応じて、複数の考えかたが並立しうるのである。「内的な整合性」に着目すれば、一見したところ、返済の滞った金銭債権に関する新たなルールが一意的に導かれるようにみえる。それは現行ルールを支える基本理念に関する特定の解釈を与件とした場合の話であって、実際には、「基本理念」についてのさまざまな理解がありうる。首尾一貫性を重視したからといって、具体的な測定操作を絞り込めることはかぎらないのである。

ここで述べたとおり、現行ルールの内的な整合性に着目するやりかたは、企業会計に期待される特定の役割に注目したものと比較したとき、経験的な議論に求められるさまざまな特質という点で優れているとはいいきれない。とりわけ、ルールの有用性に関する直接的な事実の裏づけという点で脆弱な側面を免れないのは重要である。

しかし、先にも述べたとおり、公表利益に关心を寄せるさまざまな主体は、歴史的にみても、それほど受動的な存在ではない。首尾一貫性を保つために新設・改訂したルールが自分達にとって都合の悪いものであれば、潜脱行為を試みたり、ルールそのものの再改訂を求めるはずである。これがルールの適用を受ける側の普遍的な反応といえるなら、現時点において有効なルールは、企業会計に期待される役割をそれなりに果たしているとみても差し支えない。社会的な合意のもとでルールが適用されていることそれ自体を、ルールの有用性に関するごく間接的な証拠とみるわけである。本稿では、今後こういう立場から議論を進めていくことにする。

本稿の基本的なスタンスは以上のとおりである。そうなると次の問題は、返済の滞った金銭債

権の処理を考える際、既存のどのようなルールとの整合性を図るべきかである。この点については、節を改めて考察を進めていきたい。

III 現行ルールと返済の滞った金銭債権

(1) 「保守主義」と返済の滞った金銭債権

さて、ひとくちに「現行ルールとの内的な整合性」といっても、どのような側面に着目するのかに応じて議論は変わりうるが、ここではまず最初に、現行の実務に根づいている「保守主義」の考え方たで、減損の生じた金銭債権の処理について何をどこまで決められるのかを確認しておきたい。これを最初に採り上げるのは、不良債権の切り下げが、この考え方たにひきつけて語られることも少なくないからである。

周知のとおり、この「保守主義」は、将来に予想される損失の早期計上を要求するものと説明されることが多い。近く実現しそうな損失が見込まれる場合、そのありうべき損失について楽観的な予想を立てるのはなく、十分慎重な判断を下すべきというのである。このように理解した「保守主義」は、たしかに、返済の滞った金銭債権の処理と関わっている。不良債権への主たる関心は、周知のとおり、将来に予想される回収額の減少や回収時点の遅れを、ストックの評価にどう反映させるべきかに向けられている。そこでは、評価損失をどれだけ早く計上すべきかが問われているわけである。

ここで述べたとおり、減損の生じた債権の処理を考える際、「保守主義」との関係を問うこと自体はきわめて自然なことといえる。ただ、そうした推論からどれだけ具体的なインプリケーションを引き出せるのかとなると、話とは違ってくる。直前に言及したように、「保守主義」が直接要求しているのは、財務諸表を作成する側の裁量が認められるケースにおける「慎重な判断」である。不良債権の問題にひきつけていうなら、そもそも評価の切り下げを行すべきかどうか、かりに切り下げるとしたらいつ、どれだけの額を損失計上すればよいのかを演繹的な推論では決められないケースで、はじめて「保守主義」が意味を持つこととなる。

とすれば、まず最初に取り組むべきは、現行ルールを支える基本理念からどれだけ具体的な測定操作を導き出せるかであろう。返済の滞った金銭債権の評価に関する議論の蓄積が今日のように乏しく、むろん強制力を伴う基準など望むべくもない状況においては、「保守主義」を持ち出さずに議論しうることは少ない。しかしそれは現状を与件とした場合の話しであって、研究を積み重ねることで資本や利益などの基礎概念が解き明かされなければ、「保守主義」というある意味で「超越的な」ロジックに頼らなくても不良債権の切り下げについて言いつることは増えてこよう。「保守主義」は長年にわたり定着している実務慣行のうち、基本理念では説明しきれない部分に、さしあたりの解釈を与えるための手段に過ぎない。最初からこれにあてにするのは本末転倒といっても過言ではない。

以上により、本稿ではできるかぎり「保守主義」という考え方たから距離を置いて議論を進めることにする。周知のとおり、発生する可能性のきわめて低い損失まで視野に收め、みだりに期間利益を圧縮するようなやりかたは、しばしば「過度に保守的な測定操作」、つまり「正しい」利益を歪めるものとみなされている。このことは、現行ルールを支える基本理念と「保守主義」との関係を端的に示唆している。「保守主義」は利益や資本などの基礎概念と整合的なものというより、むしろそれらを超越した存在と考えられているのである。そうであれば、まずはできる

かぎり超越的なものの助けを借りずに考察を進めようというのである。

(2) 「回収可能額」による評価

続いては、金銭債権の評価を切り下げる際、論拠として採り上げられることの多い「簿価の回収可能性」に言及する。よく知られているとおり、わが国においては、会社法が、回収の困難が見込まれる分だけ金銭債権の評価を切り下げるよう求めている（商法第285条ノ4 第2項）。「企業会計原則」もまた、「正常な貸倒見積高を控除した金額」により金銭債権を評価するものと定めている（「貸借対照表原則」五C）。約定どおりの資金回収が見込めないケースにおいては、なにも額面での評価に固執する必要はなく、むしろ「回収可能な」額まで適宜評価を引き下げるべきというのである。どれほどの努力を費やしたところで額面相当の資金回収が望めないのであれば、評価の切り下げは必然といって差し支えない¹²。

ここで述べたとおり、金銭債権をめぐる経済環境の変化いかんでは、その評価をしかるべき金額まで切り下げる必要が生じてくる。これは、多くの支持を得られそうな考え方だといえそうである。しかし、どのようなタイミングでどれだけの評価損失を計上すべきか、具体的な次元の話となると、衆目の一致は難しくなってくる。回収可能額というコンセプトは一見したところオペレーションナルなものに見えるが、実際にはさまざまな測定操作と結び付くものである。ひとくちに資金回収といっても、金銭債権それ自体の譲渡によるものなのか、それとも自律的な回収努力を重ねるのかに応じて、期待されるキャッシュインフローの大きさは違ってくる。譲渡という選択肢についていうなら、どの時点での処分を想定するのに応じて「回収可能額」はさらに多岐に分かれよう。

また、将来における資金回収を見込んでストックの評価額を決める場合は、期待されるキャッシュフローを現在価値に引き直すかどうか、かりに引き直すとすればいかなる割引率を適用すべきかなどの検討課題も生じてくる。いかなる手段による資金回収を（最善の策として）想定するのかだけでなく、それぞれの選択肢においてキャッシュフローをどう見積もるのかという、テクニカルな問題も無視しえないのである。しかし、割引率などに関するさまざまな選択肢を「回収可能性」の観点から絞り込むのは、回収策としてどのような手段を探るべきかと同様に難しい。

以上を要約するなら、「金銭債権はその回収可能額で評価すべき」というルールの存在をかりに認めたところで、返済の滞った債権の処理についてそこから引き出すことのできるインプリケーションは意外なほど少ない。もちろん、「回収可能性」を重視することにより「ありうべき処理」をある程度絞り込むことはできる。典型的には、経済環境の変化いかんにかかわらず、額面での評価に固執するようなやりかたは排除されることになろう。しかし、もう少し具体的な測定操作を引き出そうとすれば、なぜ簿価が回収可能性を反映しなければならないのかという、いっそう抽象的な次元の議論が不可欠となってくる。資金の回収に関するさまざまな事象のうちのどれに着目すべきかをいうためには、現行ルールがどのような事実に着目して利益をとらえているのか、「回収可能性」を引き合いに出さずに説明する必要が生じてこよう¹³。

そうなると当面の検討課題は、現行ルールの基本的な特徴、なかでも最終的に「回収可能性」の議論と関わってきそうな特性をおさえることといえそうである。いかなる利益概念のもとでどのような「回収可能性」が求められるのか、それはなぜかを検討するわけである。以下、項を改めて考察を進めたい。

(3) 投資の継続と中止

①業績測定のありかたを決めるもの

現在行われている企業会計の特徴としておさえておくべきことのひとつは、事前の期待にてらして投資の成果を事後的に捕捉することになっている点である。企業の経営者は特定の投資プロジェクトに着手する際、そこにさまざまな期待を寄せている。例えば、一般事業会社が新たな事業を始める場合であれば、そこで新しく買い揃えた事業用の資産からは社会平均を凌駕するような収益性が見込まれているはずである。しかし、将来得られるであろう超過利潤は、投資プロジェクトを手がけた時点においてはあくまでも期待の次元にとどまるものである。正常なリターンを超えるような収益は、当初の計画どおりに事業を遂行していく過程をつうじて、徐々に現実のものとなってくる。典型的には、問題となっている投資プロジェクトで生み出された財やサービスを第三者へと提供したとき、対価として受領したキャッシュフローで「事実の裏づけ」が得られるわけである。

このとき、企業会計が着目するのは「新たな投資プロジェクトにとりかかることで、将来の収益に関する見込みがどれだけ高まったのか」それ自体ではなく、「そこで高まった期待が現実のものとなったかどうか」のほうである。投資プロジェクトの収益性をどう評価するのかは個々の投資家に委ねるべき問題であり、会計に期待されているのは、そうした評価に役立つような「事実」に関する情報の提供だからである。事後的に捕捉した営業活動の成果は、そこでいう「事実」の典型例と考えられる。

では、「事前の期待にてらして行う事後的な業績測定」とは、具体的にどのようなものであろうか。「事後的に」というところからは、先に述べたとおり、実際のキャッシュフローなどに着目した計算のしくみが導かれてくる。単なる期待ではなく、それを裏づけるような事象に注目するのが不可欠といえるわけである。では、「事前の期待にてらして」とはどういうことであろうか。ここからは、「当初、問題となっている投資プロジェクトに寄せていた期待が意味を持ち続けているかぎり、投資を始める際に選択した業績測定のしくみをそのまま維持すること」という命題が導かれてきそうである。

後に詳述するように、企業会計においては、何をねらった投資なのかに応じて、期待の現実への転化を確かめるときに着目すべき事実も違ってくる。簡単にいって、市場価格の有利な変動を期待して購入した財については、実際の値動きをメルクマールとして投資の成果を捕捉することになっている。これに対し、自律的な営業努力を費やして超過利潤を得るために取得したストックについては、社会平均を凌駕するようなキャッシュフローが実際に得られたかどうかを重視する必要がある。

ここで述べたとおり、業績測定のありかたを決めるのはあくまでも投資のねらいであって、財の物理的な特性それ自体ではない。財そのものは同一であっても、保有目的のいかんでは成果のとらえかたが違ってくることもありうるのである。事前の期待にもとづく業績測定とは、上掲のように、何のための投資プロジェクトなのかに注意を払いながら成果をとらえるべきという主張に置き換えることができる。

②投資プロジェクトの変更－期待の変質－

さて、もし当初の期待どおりに投資プロジェクトが完遂されるのであれば、投資のねらいをプロジェクトに着手した後に改めて確かめる必要はない。最初に採択したしくみにしたがって、実

際に業績を把握するだけのことである。ところが、経済環境に何らかの変化が生じ、それまで手がけてきた投資プロジェクトの収益性が相対的に低下するケースなども視野に収めると、話しが違ってくる。ここで、当初は最も高い収益性が見込まれていたプロジェクトが魅力を失う場合や、問題となっている財のいっそう魅力的な利用方法が新たに見出された場合を考えたい。これらのケースでは、旧来その財にどのような期待を寄せていたのかにかかわらず、その用途を切り換えることで、企業としての収益性を高めることができる。「合理的な」経営者はこうした期待の変質を機に、変質が生じた時点までとり行ってきた投資を中断し、新たなプロジェクトを始めるはずである。

とすれば、次に問題となってくるのは、ここでいう「期待の変質」を利益計算にどう反映させるべきかである。前述のとおり、業績測定のありかたは、財の物理的な特性それ自身ではなく、むしろその財からどうやって収益をあげるつもりなのかに関わっている。そうなると、投資のねらいが変化したときには、成果のとらえかたのほうにも修正を施す必要が生じてくる。それまで行ってきた利益計算を打ち切り、新たに寄せられた期待に適うような業績測定のしくみを選び直さなければならないのである。

では、ねらいの変わった投資の成果は何をもとに捕捉すればよいのであろうか¹⁴。周知のとおり、通常の新規投資であれば、そこで生じるキャッシュフローをもとに新たな業績測定の基礎を定めることになっている。通常、そこでは財の市場価格にみあうキャッシュアウトフローが求められる。事後の業績測定においては、この支出原価を超えるようなキャッシュインフローが期間損益とみなされる。こういうケースとの整合性を図るためにには、継続保有中の金銭債権についての「投資のねらい」が変化する場合も、ストックを時価で評価し直すこととなろう。

③「期待の変質」とストック評価額の「回収可能性」

以上、ここでは「期待の変質」に伴う簿価修正の必要性が、継続保有中のストックについて確かめられた。このことは、返済の滞った金銭債権の処理について、実は重要な示唆を含んでいる。というのも、会計処理が問われている不良債権は減損発生後も継続保有されているストックであり、その「減損」は金銭債権の保有目的を変えうるからである¹⁵。先の推論からすれば、こういうケースでは、減損の生じた債権をいったん売却し、そこで回収した資金をもとに、処分したばかりの債権を改めて買い戻したものとみなされることになる。そこで擬制されたキャッシュフローをもとにストック評価額が修正され、新たな業績測定の基礎となるわけである。

ここで注目すべきは、修正されたストック評価額の意義である。これは減損の生じた金銭債権をその時点でいったん譲渡し、そこで回収できるはずの資金をもとに決められている。つまりこの新たなストック評価額は、「現時点において即時処分すれば得られるであろうキャッシュインフロー」という意味での「回収可能性」を反映している。「期待の変質」といいうような保有目的の変化が生じたときは、先述の意味でいう「回収可能額」への簿価修正が、現行ルールに潜む基本的な考え方から導かれてくるわけである。「回収可能額」の具体的な意味と、そのような属性値による評価の論拠とが、ここではじめて解き明かされたことができる。

もちろん、この局面で一貫した重要性を有している「期待の変質」というコンセプトは、必ずしもオペレーションなものとはいえない。投資のねらいの変化はさまざまなものであり、それをどういう形で「ストック評価額の修正を導くもの」と「それ以外」とに分けるのかは、実際には難しい¹⁶。とはいえ、「回収可能額」までの切り下げという広く浸透している処理を、現行ルールを

支える基本理念と関わらせて説明できたことの意義は決して小さくない。今後は、「期待の変質」に伴うストック評価額の修正が求められるケースを、返済の滞った金銭債権に関する具体的な事例にそくして説明するような作業が求められることになる¹⁷。

以上により、減損の生じた金銭債権の評価を、その「回収可能額」にまで切り下げるべきケースのひとつを解き明かすことができた。そこでは、どういう形での「回収」が予定されているのかについても説明が与えられ、「回収可能額」という属性値の意義もそれなりに明確となった。ただ、投資のねらいの変化は、「回収可能額」への切り下げを導く事象のひとつに過ぎない。たとえ金銭債権に寄せられた期待が減損を機に変化しなかったとしても、なおストックの評価額を（別の意味でいう）「回収可能額」まで引き下げる必要性が生じる場合もありうる。次目では、こういうケースを取り扱うことにする。

(4) 投資のねらいと成果のとらえかた

①金銭債権の「多様性」

前目で述べたとおり、ここでの眼目は、金銭債権に寄せられた期待が減損の発生前後で変わらなかったとしても、なおその評価額を切り下げる必要があるかどうかである。この点を確かめるためには、債権投資にどういう期待が寄せられるのか、期待が現実のものとなったかどうかを確認するための測定操作として、具体的にどのようなものが採られているのかを確かめておく必要がある。金銭債権という形で資金を拘束することのねらいと、保有目的に適った業績測定のしくみとについて考察を進めようというのである。

ここで「ねらい」を特定化できれば、後はそれと整合的な測定操作を導き出すだけで事足りるが、実はこの点について広く合意が得られているとは必ずしも言い切れない。金銭債権の「財としての特性」をどうとらえるべきかに関しては、見解が少なからず分かれてしまう。ここでは詳述を避けるが、一部の金銭債権は典型的な金融資産と同様、譲渡価格の有利な変動をねらって保有するものと理解されている。これに対し、残りの一部については市場価格の変動いかんにかかわらず、自律的な回収努力を払いながら満期まで保有するものとみなされている。こういう現状を与件として「るべき業績測定」を考える際は、金銭債権をひとくくりにするわけにはいかないのである。

そうなると、さしあたっては金銭債権に関する「投資のねらい」を複数想定し、それこれからどのような測定操作が導かされることになるのかを確かめる作業が不可欠といえそうである。「ねらい」に関するそれぞれの解釈から引き出されてくる属性値を「回収可能性」に引き付けて理解できないかどうかに注意を払いながら、以下、考察を進めていくことにする。

②「価値の評価」にもとづく成果のとらえかた

さて、投資の成果をどう捕捉すべきかについては、一般に、ふたつの基本的なスタンスがよく知られている（斎藤〔1995〕）。このうちのひとつは、ストックの評価額それ自身を重視し、期中におけるその変動を期間損益とみるものである。典型的には、市場価格（あるいはその推測値）によりストックを継続的に再評価するやりかたがこれにあたる。もうひとつは、あらかじめ決められた手続にもとづき、将来に予想されるキャッシュフローを計画的・規則的に配分して業績をとらえるものである。後者の典型例としては、減価償却費の計算が挙げられよう。先に採り上げた方法がストックの評価額それ自身に着目した方法であることとの比較でいうなら、後から述べ

た方法は、各期に計上される期間損益の経験的な意味を重視したやりかたということができる。

このとおり、投資の性質いかんに応じて成果のとらえかたも大きく二分されるわけであるが、ここではまず最初に、ストックの価値それ自体の変動に着目したやりかたを探り上げることにする。このような業績測定が意味を持つ典型例は、金銭債権のうち、第三者への譲渡により投下資金を回収するのが有利なものといえる。既に取得済みの金銭債権に関する取り扱いとしては、このほか、自律的な回収努力を払いながら満期まで継続保有する場合も考えられるが、ストックの価値変動に着目した業績測定が適うのは、売却（譲渡）という選択肢を視野に收めている場合のほうである。

金銭債権のなかには、積極的な回収努力に見合うだけの成果が期待できるものもありうる。例えば、金銭貸借関係が存在することで、借り手との間に何らかの支配一従属関係が生じてくるような場合は、金銭債権の保有それ自体に貸し手が価値を見出すこととなる。こういうケースにおいては貸し手が満期までの間、みずから資金回収を担うことにもそれなりの価値を見出せそうである。しかしあらゆる金銭債権に、ここで掲げたような「目に見えない価値」が付帯しているとは思えない。自律的な努力を費やしたところで社会平均を超えるような収益性を見込めないのであれば、そういう投資に拘束されている資金の回収をみずから手がける必然性はない。それなりに整備された流通市場が存在するのであれば、投資家一般の、問題となっている債権に対する評価が貸し手自身の評価を凌駕したときをねらって、その債権を手放したほうがよい。

このとおり、適切なタイミングでの処分こそが最善の選択肢となるような金銭債権については、市場での評価こそが投資の成果をとらえる際に着目すべき事実といえる。それらについては市場における評価額で継続的に再評価し、価値の変動分を期間損益に反映させるのが「投資のねらい」に適った業績測定のありかたと考えられる。潜在的な取引相手の当該債権に対する評価こそが貸し手の意思決定を左右し、最終的な投資の成果を決めるからである。

ここで着目すべきは、このような「投資のねらい」と整合的なストックの属性値である。直前に述べたとおり、有利な価格変動が生じたとき任意に手放すことができる金銭債権は、潜在的な取引相手の評価、つまり譲渡すれば回収できるはずの資金で簿価が決められることとなる。そこでは、まさしく「回収可能性」を重視した測定操作が求められている。本項の眼目に立ち戻って要約するなら、「期待の変質」が生じるような特殊ケース以外でも、金銭債権に寄せられた期待いかんでは、金銭債権の簿価が常に「回収可能性」を反映したものとなるような成果のとらえかたが選ばれるのである。

なお、このような業績測定の枠組みにおいて、債権の不良化という事実は譲渡価格の下落をつうじて、ただちに期間損益に影響を及ぼすこととなる。つまり減損が生じたからといって、何らかの特別な測定操作が必要となってくるわけではない。ストックの再評価を継続していれば、減損の事実は「自動的に」投資の成果に反映されるのである。その点、別のねらいで保有している金銭債権とは対照的である。今度は、減損を機に特殊な測定操作が必要とされる金銭債権の処理に取り組むこととする。

③「期間配分」にもとづく成果のとらえかた

さて、先に採り上げたのは、貸し手自体が継続保有することに特別な意義を見出せないような金銭債権であった。説明の便宜上、この範疇に属するものを優先的に取り扱ったが、実際には、満期までの保有が事実上与件とされているものも少なくない。先述のとおり、貸し手という立場

をつうじて、借り手に対し、明示的あるいは暗示的な支配の及ぶ場合がその典型例である。借り手を支配下に置くことに特別な価値が認められないケースであっても、資金回収に長けており、社会平均を凌駕するような額の資金回収が見込まれるのであれば、貸し手はやはり金銭債権を満期まで保有し続けるはずである。借り手との関係が長期的なものであればそれだけ、貸し手は第三者とくらべて相対的に優位な立場に置かれることになろう。

このように、貸し手自身が回収努力を費やしたときに生じるであろう将来のキャッシュフローをある程度の精度で予測でき、かつ、それが第三者への債権譲渡で回収可能な資金を凌駕すると見込まれる場合は、満期までの所有が、投資に着手した時点の前提となってくる。証券化されていない債権の流通市場が必ずしも十分に整備されていないわが国のような環境のもとでは、譲渡に応じてくれる相手を見出し、折り合いがつくまで取引価格を交渉するのは、貸し手にとって大きな負担となる場合も決して少なくない。このとおり、代替的な選択肢が「割に合う」ものとなりにくくこともあり、満期までの継続保有と確定した成果とを事実上の与件とみなしうるケースも少なくなさそうである。

では、総額としての成果が投資に着手した時点であらかじめ確定しているといいう場合、その「総額」をそれぞれの会計年度にどう振り分けたらよいのであろうか。よく知られているとおり、こういうケースでは、将来に予測されるキャッシュフローを事前に選ばれた何らかの規準にしたがって適宜期間配分し、それをもとに投資の成果を捕捉することになっている。

ここで述べた「期間配分」の手続を理解するためには、米国のルール（APB [1971b]）に言及するのがわかりやすい。米国においては、（正常な）金銭債権をいわゆる「利息法（interest method）」で評価することになっている。この方法では、まず最初に、当初の融資額と、約定どおりに生じると見込まれる将来のキャッシュインフローとを一致させるような割引率（実効金利）が計算される。毎期の利息収益は、現金収入の有無にかかわらず、期首のストック評価額にこの実効金利を乗じることで求められる。実際に投下資金を回収したときは、その分だけ債権の簿価が減額される。当初予測したとおりに資金の回収が進めば、最終的なキャッシュインフローが生じたとき、債権の簿価はちょうどゼロになるしくみとなっている。

いま解説した利息法の特徴は、金銭債権を保有している間は経済環境の変動いかんにかかわらず、ストックの大きさに対し毎期一定比率の収益を計上することに求められる。いわば、毎期の利息収益をどう意義づけるべきかに主たる関心が寄せられているわけである。金銭債権の価値それ自体は、そこでは必ずしも重視されていない。ストックの評価額は結果的に導かれてくるものとみなされており、簿価が「第三者に譲渡すれば回収できたはずの資金」という意味での「回収可能性」を反映しているかどうかは問題とならない。満期以前の譲渡という選択肢は、最初から視野に收められていないからである。

④「期間配分」と見積もりの修正

これまでの考察により、総額としての成果が実質的に確定しており、それをみずから実現させるつもりで保有している金銭債権について、「期間配分」のフレームワークのもとで業績を捕捉することの意義が示された。資金回収が滞りなく行われるかぎり、ここで簿価の「回収可能性」が問題となることはない。先述のとおり「期間配分」の考え方たは毎期に振り分けられた利息収益の意義を重視するものであり、結果として導かれてくるストック評価額をどう意味づけるべきかという発想を欠くからである。

しかし、額面どおりの資金回収が事実上確実に見込まれるというのは、かなり強い（制約）条件である。これを与件とみなせなくなった場合、つまり金銭債権からの返済が滞り、減損が生じた場合（あるいは、その可能性が高まった場合）は話しが違ってくる。そこでは、「期間配分」のフレームワークと整合的な手続として、簿価修正の余地が残されている。というのも、期間配分に先立って行った将来事象の見積もりに深刻な変化が生じた場合、その事実を損益計算に反映させるため、ストックの評価額を適宜修正すべきという考え方かたが広く受け入れられているからである¹⁸。修正後の簿価については、新たな解釈の可能性が開かれてこよう。

注意すべきは、見積もりの変更にもとづくストック評価額の修正は、前項で採り上げた「期待の変質」を契機とする評価替えとは異質な手続という点である。前項で取り扱ったのは、これまでとり行ってきた投資プロジェクトが、予想外の環境変化により最善の選択肢とはいえないようになった場合の会計処理であった。そこでは、損益計算の枠組みそれ自体の改訂が求められることになった。これに対する「見積もりの変更」のケースでは、旧来の投資プロジェクトを継続するのが最善であること自体に変わりはない。「最善の営業活動」から期待される収益性が著しく低下したとき、既存の業績測定のフレームワークのなかで、その事実をどう反映させるべきかが問われているわけである。この点で、前項とここで議論とは明らかに異なっている。

さて、この「見積もりの変更」にもとづく評価替えの必要性それ自体は、前述のとおり広く認められている。実際、新たな見積もりが信頼に足るものであれば、それが判明したとき、その事実を損益計算に反映させるのはきわめて自然なやりかたといえる。ただ、ストックの評価額を具体的にどう修正すべきかとなると、見解はさまざまに分かれてしまう（FASB [1996]）。例えば、額面に満たない資金の回収しか見込めなくなったとき、キャッシュフローをどう見積もり、それをどのような割引率で現在価値に引き直すべきかをめぐっては、さまざまな主張が唱えられている。いずれの見解も「期間配分」のフレームワークとの間に矛盾はみられず、新たな価値判断を持ち込まないかぎり、それらのうちいずれの手続を探るべきかをいうのは難しい。後に詳述するが、さしあたっては、それぞれの方法がどのような考え方かに支えられているのか、記述的な説明しか与えられないのである。

また、見積もりを修正する際、過去の計算にまで遡ってその影響を反映させるのか、それとも将来事象を見積もり直した時点以降の期間損益にだけ反映させればよいのかをめぐっても、同様に意見が分かれる。遡及修正の必要性は、「期間配分」の枠組みを探ること自体とは無関係に唱えられるものであり、改訂時点の以降にかぎった修正も「期間配分」の考え方かたと両立しうるのである¹⁹。ここで述べたとおり、将来事象を見積もり直すべきケースにおいては、「適切な」配分計算を行うためにストックを評価し直す必要が生じてくる。そこで評価額の決めかたについてはさまざまな選択肢があり、どれを探るべきかは現行ルールとの整合性をいうだけは明言できない。技術的な制約や各種利害関係者への影響など、本稿のスタンスとは異質な価値判断に頼るしかないるのである。

ただ、いずれの方法も簿価の「回収可能性」を直接意識したものといえない点では等質的である。というのも、「期間配分」のフレームワークにとどまるかぎり、評価替えは、修正後の各期に配分される期間損益に対し、いかなる経験的な意味を与えられるのかという観点から行われるからである。言い換えれば、ストックにどういう属性値を割り当てるべきかより、いかにして「意味のある」期間損益を毎期計上すべきかのほうに力点の置かれた修正が行われるのである。

例えば、米国における現行のルール（FASB [1993]）では、将来キャッシュフローの期待値

についてのみ見積もりを修正し、それを現在価値へと引き直す際の割引率としては、減損が生じる前の期間配分で用いてきた実効金利（original effective rate）をそのまま使うことになっている。いわば「最新の見積もりにもとづく将来キャッシュフロー」を「過去の見積もりから導かれてきた割引率」で現在価値に引き直すよう、指示されているわけである。そういう手続から引き出されてきたストックの評価額それ自体について、経験的な意味を見出すのはきわめて難しい。一見したところ首尾一貫性を欠く割引計算は、むしろ「減損の発生いかんにかかわらず、ストック期首残高に対する一定率の利息収益を計上すべき」という、期間配分のありかたをめぐる判断にひきつけて理解するほうが自然であろう²⁰。

⑤「期間配分」のもとでの簿価修正；もうひとつの考え方

もっとも、「期間配分」の考え方にもとづく見積もりの修正において、ストックの価値それ自体が一切考慮されないとは言いきれない。金銭債権に関する投資の成果をとらえる局面以外では、「期間配分」の基本理念と必ずしも整合しない手続も散見される。その典型例は、有価証券や棚卸資産に適用される低価法である。低価法の意義をめぐってはさまざまな見解が並存しているが、有力な考え方のひとつは、有価証券等について「簿価の回収可能性を条件とした期間配分」が行われているとみるものである。つまり投資が継続している期間にわたり成果をいかに配分すべきかを考える場合は、それに先立ち、配分の対象となる簿価が「過大」計上されていないかどうかを前もってチェックしておく必要がある。低価法は、この確認作業にあたるというのである。

ここで述べたとおり、現行ルールには、回収が見込めないほど過大な簿価を期間配分の対象とすべきではないという考えが暗黙のうちに潜んでいる。こういう理解は広く浸透しているとみて差し支えない。また、収益性の低下した事業用資産の処理に関する英國（ASB [1997]）や国際会計基準委員会（IASC [1997]）の公開草案においては、この点がいっそうはっきり記されている。そこでは、既に保有している営業資産の簿価を、その財に関する最善の選択から期待されるキャッシュフローの割引現在価値と比較し、ストックの評価額が過大となっていないかどうかを定期的に確かめるよう定められている。ストックの簿価は「利用価値」「正味実現可能価額」など、ストックそれ自体の価値といいうものと比較されるわけである。

もし何らかの属性値を上限とした範囲でしか期間配分を認めないのが現行ルールの基本理念といえるのであれば、「期間配分」の考え方で投資の成果をとらえるべきと判断された金銭債権について、同様の制約が課されたとしても不自然なことではない。そこでは、予想しえなかった経済環境の変化により、融資に着手した時点の見積もりが事後的に現実離れしてしまった場合、未償却原価としか説明できない簿価を経験的な意味づけの可能な属性値へと修正することになる。金銭債権の返済が滞った場合、ここで採り上げた推論をつうじて評価の切り下げが行われる可能性も、視野に收めておく必要があろう。

もっとも、期間配分の手続とストックそれ自体の価値に着目した評価とは、基本的に相容れない関係にある。簿価が「未償却残高」としか説明できなくなることを承知で期間配分のスキームを選択したにもかかわらず、なにゆえ再び簿価の「経験的な意味」が問われることになるのかは、必ずしも明らかではない。そういう実務がさまざまな局面でみられるのはたしかである。しかしそれらが現行ルールを支える基本理念と整合的なものかどうかは、改めて検討する余地が残されている。

(5) 小括

最後に、これまでの議論を簡単に要約しておきたい。本節のねらいは、現行ルールの内的な整合性に着目して不良債権の評価を考える際、どのようなところに目を向けるべきか、着眼点を広く採り上げることにあった。具体的なインプリケーションには固執せず、もっぱら留意事項を網羅することに努力を費やしてきたのである。

まず最初に検討対象としたのは、「保守主義」や「簿価の回収可能性」など、一般に切り下げる論拠とみなされているものであった。これらの考え方たが現行ルールのなかに根づいているのはたしかであり、また、評価替えが必要となってくるケースの存在をこれらが示唆しているのも否定できない事実である。しかし、ここで掲げた「保守主義」などでは評価替えが必要となってくるケースを特定化できない。ましてこれらはいっそう具体的な測定操作と結び付いているわけでもない。いつ、どれだけの評価損失を計上するのが現行ルールと整合的な処理なのかという当面の検討課題に対し、「保守主義」などから期待どおりの解答は導き出せないのである。

こうしたことから、本節ではこれに引き続き、現行ルールの背後に潜むいっそう基本的な考え方たに立ち戻り、そこから不良債権の評価を切り下げる理由を引き出そうと試みた。現在行われている利益計算はさまざまな形で特徴づけられるが、ここでは投資プロジェクトに寄せられた事前の期待がどれだけ現実のものとなったのか、何らかの事実にてらして確かめる点に着目した。損益計算の意義をこうとらえると、旧来の期待が意味を失ったとき、言い換れば「投資の中止」を擬制できる場合、それまでとり行ってきた業績測定をいったん打ち切ることとなる。「期待の変質」に応じて利益計算のしくみを改めるわけである。投資の性質に応じて「期待の実現」を確かめるための事実が違ってくる以上、計算のやり直しは自然なことといえる。

そこで問題となるのは、保有目的が変化したストックの評価をどう修正すべきかである。「変質」の生じない、その意味で正常な投資においては着手した時点の市場価格でストックを評価し、それを超えて生じたキャッシュインフローを利益とみるとことになっている²¹。これとの整合性を保とうとすれば、投資に寄せてきた期待に変質が生じた場合も、その時点におけるストックの市場価格をもとに損益計算をやり直すこととなる。いわば時価への評価替えが求められるわけである。

この時価という属性値は、ただちに売却したら得られるはずの資金という意味での「回収可能性」にひきつけて解釈することができる。つまり投資の中止が擬制できる場合は、その意味で「回収可能な簿価」への評価替えが求められることとなる。これは現行ルールの内的整合性に着目したとき、「回収可能額」へのストック修正が求められる典型例のひとつである。では、返済が滞った金銭債権についてここからどのようなインプリケーションを引き出せるのであろうか。詳述は避けるが、減損が生じたことにより保有目的が違ってくるようなものについては時価への評価替えを行い、損益計算のしくみを改めるべきというのが、ここでの議論の含意といえそうである。

もっとも、「投資の中止に伴う評価替え」という発想が現行ルールに潜んでいるかどうかについては、再検討の余地も残されている。というのも、金銭債権の再評価をいう場合、ふつうは評価の切り下げだけが唱えられ、その切り上げが求められることはない²²。これに対し、「期待の変質」に伴うストックの評価替えという考え方たからは、切り上げと切り下げ、いずれの操作も導かれてくるからである。つまり投資の中止に伴う再評価という着想では、切り上げの要請や実務のない現状を説明できないのである。この点についてはさらなる検討が求められよう。

以上に引き続き、本節では、現行ルールのもとで実際に行われている業績測定をふたつに類型化し、それぞれにおけるストックの簿価を「回収可能性」にひきつけて解釈できいかどうか検討した。投資プロジェクトに寄せてきた期待が意味を失うケースだけでなく、当初の予定どおり遂行しているプロジェクトの成果も、ストックの「回収可能性」に着目しながらとらえる必要がないかどうかを考察したのである。そこではまずはじめに、投資の成果のとらえかたに関する基本理念を「価値の評価」にもとづくものと「期間配分」の考え方によるものとに大別した。そのうえで、それから具体的にどのような測定操作が導かれてくるのか、それにおけるストックの属性値はどう解釈できるのかを確かめることとした。

まずは「価値の評価」であるが、これはストックの価値それ自体を重視した測定操作を導くものである。そこでは、どのような属性値でストックを継続評価すべきか、その選択こそが最も重要な検討課題となってくる。そこで明示された属性値のなかには、「回収可能性」にひきつけて解釈できるものもありうる。つまり、この考え方による場合、業績の測定に適うものとして選ばれた属性値のいかんでは、ストックの簿価はつねに「回収可能性」を反映していることとなる。例えば、市場価格による継続評価でこそ投資の成果が適切に捕捉できるというのなら、ストックの簿価は常に「市場をつうじた即時の資金回収」という意味での回収可能性を反映したものとなろう。

では、以上の議論から不良債権の評価について、どのようなインプリケーションを引き出すことができるのだろうか。かりに「価値の評価」にもとづいて投資の成果を捕捉すべき債権が存在するなら、減損によって生じた価値の下落は、ただちに損益計算へと反映されることとなる。返済が滞ったからといって特別な処理を施さなくても、減損の事実は「自動的に」期間損益に影響を及ぼすのである。ストックの属性値が「回収可能性」にひきつけて解釈できるものであれば、減損の生じたストックの簿価もまた、正常な金銭債権と同様の意味で「回収可能性」を反映したものとみなすことができる。そうなると残された問題は、はたして「価値の評価」にもとづく業績測定に適う金銭債権は実在するのか、もし存在するなら具体的にどのような特性を備えたものがこれに該当するのかである。これらは今後の検討課題としたい。

今度は「期間配分」のほうを取り上げる。これは事実上確定したキャッシュフローを、あらかじめ取り決めたルールにより毎期に配分することで、投資の成果を捕捉する考え方である。収益や費用の具体的な配分にあたっては、それぞれの期間に計上される損益の意義づけが重視される。前掲のとおり、ストックの期首残高に対し、毎期一定比率となるように収益をする方法（利息法）がその典型例である。期間損益の持つ意味が優先されることから、この考え方のもとでは、ストック評価額の意義それ自体に多くの関心が払われることはない。例えば、ストックの簿価が「回収可能性」を反映したものかどうかに注意が向けられることも、基本的にはありえないものである。

とはいって、「期間配分」のもとでストックの評価額に一切の注目が集まらないわけではない。「期間配分」の手続においては、将来のキャッシュインフローなどに関する見積もりが不可欠であり、経済環境の変化により旧来の見積もりの誤りが判明した場合は、それを適宜修正するのが有力な考え方である。「修正」の影響は将来の会計年度だけに反映させるべきという主張の一方で、その事実を修正時点におけるストックの簿価にも反映させるべきという見解もある。後者によれば、見積もりの修正を契機にストックの評価額は切り上げ、または切り下げされることとなる。従来とは異なる手続にもとづいて決められた「新たな簿価」は、それ以前の単なる「未償

却原価」とは違い、さまざまな解釈の余地が残されている。

ここで述べたとおり、将来事象に関わる見積もりが修正されるケースでは、潜在的に、ストック評価額それ自体の経験的な意味を見出す可能性が秘められている。しかしそこで行われる簿価修正は、ストックの価値それ自体を改めるためというより、むしろ各期に配分される損益の額が直近の見積もりに適うよう、適宜更新するためのものである。「期間配分」のスキームによるかぎり、第一義的に重視されるのはあくまでも毎期に計上される期間損益であって、ストックの価値ではない。

事実、「見積もりの修正」にもとづく評価替えにおいては、ストックの価値を独立に評価し直すのではなく、旧来の期間配分で与件とされてきたことからを何らかの形で引き継ぐケースが少くない。「修正」といっても、将来のキャッシュフローやそれを現在の価値に引き直すための割引率など、評価額を決める際に考慮すべき要素のすべてが対象となるわけではないのである。見積もりの必要な要素の一部だけを改訂して得られた簿価について、経験的な意味を見出すのが困難なのはいうまでもない。

もっとも、期間配分に際しては、簿価（未償却原価）が特定の属性値を超過していないかどうか、定期的にチェックする必要がある。簿価が過大となってしまったとき、経験的な意味を見出しうる属性値へと評価を引き下げるには、現行ルールのもとでも少なからず見受けられる手続である。ここで述べたように、期間配分による業績測定はストックそれ自体の価値にもとづくテストを必然的に伴うと考えるのであれば、返済の滞った金銭債権についても、同様のチェックが課されることになる。見積もりの修正にあたっては、例えば、継続保有から期待される将来キャッシュフローと比較したとき、簿価が過大となっていないかどうかが問われるわけである。「期間配分」の考え方とストックそれ自体の価値を確かめる手続とが本当に両立するのかどうか、両者の首尾一貫性をどう説明するのかは今後のさらなる検討課題である。

IV おわりに

(1) 要約

冒頭に述べたとおり、本稿の主たるテーマは、返済の滞った金銭債権の評価を考えるとき、どのような点に着目すべきかの検討であった。具体的な結論を得ることには固執せず、論点を網羅し、それらを整理することに主眼を置いてきた。そうした作業にあたっては、どのような観点から議論を進めるつもりなのかを予め明記しておく必要がある。ここではもっぱら現行ルールの内的な整合性に注目し、不良債権の評価を考えていくことにした。首尾一貫性に着目する場合は、ルールの体系が、総体として、企業会計に寄せられた期待に応えていることをさしあたり与件とする必要がある。目的適合性に関する事実の裏づけをとりつけていない議論の「脆弱さ」を承知のうえで、敢えてこういうスタンスから考察を進める理由がそこでの検討対象であった。

さて、不良債権の評価を切り下げる際の論拠としてしばしば唱えられるのは「保守主義」や「簿価の回収可能性」である。「予想される損失は早めに計上すべき」という考え方や、「簿価が回収可能な金額を反映しているのは当然」という考えが現行ルールの背後に潜んでおり、そこから評価損失の計上が導かれてくるというのである。本稿で検討したところによれば、これらが切り下げの必要性を示唆しているのはたしかである。しかし、これらは評価損失を計上すべきケースの存在を示唆しているに過ぎない。どのような不良債権について、いつ、どれだけ評価を切り下

げるべきか、具体的なインプリケーションをここから引き出すことはできない。いっそうオペレーショナルな規準を得るためにには、現行ルールを支えている基礎概念のうち、返済の滞った金銭債権に関わるものを新たに探し出す必要がある。

そうした要請から、次に着目したのが「期待の変質」にともなう再評価である。現在行われている利益計算の特徴を「事前の期待にもとづく事後的な業績測定」に求めるのなら、経済環境の変化により財の保有目的が変化したときは、旧来の損益計算をいったん打ち切り、投資の成果を新たなやりかたでとらえる必要が生じてくる。投資のねらいのいかんに応じて、期待が現実へと転化したかどうかを確かめるための事実も違ってくるからである。とすれば、減損により保有目的が変化した金銭債権は、通常の新規投資と同様の属性値による評価替えの対象となってくる。これこそが、現行ルールと首尾一貫した処理といえるのである。

以上は投資の継続性が断ち切られた場合の話であるが、旧来の期待が意味を持ち続けている状況においても不良債権の評価替えは起こりうる。ひとつは、もともと、ストックの価値それ自体に着目して投資の成果を捕捉している場合である。金銭債権のなかには「価値の評価」にもとづく業績測定に適したものがありうる。これらについて継続的な洗い替えが行われているのであれば、減損を機に生じた属性値の下落分だけ評価損失が計上されることとなる。

不良債権の切り下げが必要となってくるもうひとつのケースは、いわゆる「期間配分」の考え方のものとで、見積もりの修正が要求される場合である。事実上確定した成果を各年度に配分するパターンを融資に先立って取り決める際は、将来に生じるはずのキャッシュフローをあらかじめ見積もる手続が不可欠となる。予測しえなかった経済環境の変化により、この見積もりについての誤りが判明した場合は、新たな「正しい」見積もりへと移行するのが自然な考え方だといえる。見積もりを修正するための方法はさまざまであり、なかにはストック評価額の改訂手続を伴うものも含まれている。こういう形で見積もりを修正した場合は、再評価にもとづく評価損益が計上されることとなる。減損の発生は、見積もりの変更をもたらす事象の代表例と考えられる。

このとおり、「期間配分」の考え方にもとづいて債権投資の成果をとらえる場合も、減損を機にストックの簿価を修正することがありうる。とはいえ「期間配分」は、もともと、ストックそれ自体の価値を重視する発想を欠いている。減損を契機とした評価替えも、ストックの価値を直接見積もるためというより、むしろ返済が滞った時点、およびそれ以降の年度における期間損益の額を「適切な」ものへと修正するために行われる。しかしその一方、「期間配分」の考え方とストック評価額の経験的な意味を重視した測定操作とは、両立可能という見解もみられる。両者は一見したところ相容れない関係にあるが、未償却原価は明示的または暗黙のうちに、意味のある属性値を超えていないかどうかのチェックを受けることになっているというのである。こういう事実認識が正しいかどうかについては、なお検討の余地が残されている。

(2) 残された課題

繰り返し述べているように、本稿の趣旨は論点の網羅と整理であって、具体的な測定操作の導出ではない。その意味でいえば、オペレーショナルな測定規準へと考察を進めていくのが今後の最も検討課題であるのはいうまでもない。ここではむしろそれ以外、つまり重要な着眼点でありながら、前節までに言及できなかったものの補足に主眼を置くこととする。

さて、返済の滞った金銭債権は、一般に、整備された流通市場を欠いている。それゆえ減損の生じた時点でそれがどれだけの価値を持っているのか、客観的に捕捉するのは難しい。不良化を

機に評価替えを行おうとすれば、将来事象に関する主観的な見積もりが不可欠となってくるのである。もちろん、将来予測それ自体は「期間配分」の手続をとるかぎり不可避であり、とくに目新しいことではない。返済の滞った金銭債権に関する特殊事情は、むしろ将来のキャッシュフローや、現在価値に引き直すための割引率を直接見積もる手続の必要性に求められる。こういう形をとる将来事象の見積もりは先行事例に乏しい。

減損の生じた金銭債権にどういう属性値を割り当てるべきか、演繹的な議論を行う場合は、しばしば、こうした見積もりが可能である旨、暗に与件とされている。より正確にいいうなら、利益の数値に通常求められる「信頼性」が、将来キャッシュフローの見積もりにおいても満たされるものとみなされている。しかし、これはあくまでも事実の裏づけを必要とするものである。どのような測定操作なら技術的に可能なのか、テクニカルな問題にも今後十分な注意を払う必要がある。

かりに理念上、主観的に見積もったキャッシュフローにもとづく属性値で、不良債権を評価すべきといえたとしよう。もちろん、その見積もりが投資家の意思決定や企業を取り巻くさまざまな主体の利害調整に耐えられるだけの信頼性を備えていれば、演繹的に導かれてきた属性値で返済の滞った債権を評価すればよい。しかし、信頼しうる見積もりが不可能であれば、みだりな評価替えは避けるべきともいえる。そうなると、消極的な選択ではあるが、減損の発生にもかかわらず、少なくとも財務諸表の本体においては簿価を据え置くことになるかもしれない。このとおり、テクニカルな問題も属性値の選択に少なからぬ影響を及ぼす可能性が秘められており、無視しえない重要性を帯びているのである。

もうひとつ、返済の滞った金銭債権と関連づけて今後採り上げるべきは、同様に減損の生じた営業資産の処理である。正常な金銭債権は概ね約定どおりの資金回収が見込まれるものであり、将来の収益にどれだけ貢献しうるのかを予測するのが困難な営業資産とは、この点で一線を画している。しかし返済の滞った貸付金の一部については、どれだけの資金が回収可能なのか、見積もりがきわめて困難なケースも少なくない。つまり減損を機に、キャッシュフロー予測の難しさについて、金銭債権の一部は営業資産と等質的な側面を帯びてくる。実物投資の成果をどうとらえるべきかを決める際、将来予測の困難という特性は重要な役割を果たしており、まさしくその点で共通な部分を有する不良債権については、営業資産の減損に関する議論が参考になるかもしれない。以上が今後の検討課題である。

[注]

- 1 後に詳述するように、会社法には「取立不能見込額を控除した額」つまり「回収可能額」で金銭債権を評価すべきという規定が設けられている。また、「将来に予想される損失は早めに計上すべし」という考え方たとしてよく知られている保守主義も、切り下げの実務と整合する。評価損失を計上する際、これらが論拠として一定の役割を果たしてきたとはいえそうである。
- 2 より正確にいようと、株価の体系に生じた変化は必要条件に過ぎない。投資家全体をミスリードするような情報もありうるからである。この問題は、投資家が「誤った」情報を見分けられるかどうかについて、どういう仮定を設けるのかと関わっている。
- 3 情報作成に要するコストの問題は、さしあたって捨象する。
- 4 最終的なペイ・オフが成果獲得後の交渉過程に委ねられている場合、交渉力の弱い主体は、期待しうる

長期金銭債権の減損（米山）

利得の不確実性ゆえ、企業にコミットすることさえめらってしまうかもしれない。

- 5 ただし、有能な経営者としての風評が、将来の報酬に影響を及ぼす可能性は留保されている。
- 6 もちろん、ここで言及した減価償却の手続を導入しただけでは、経営者を株主の利害に適った行動へと十分動機づけたことにはならない。長期性の投資に伴う犠牲のみならず、成果のほうについても調整を施す必要が残されているからである。とはいえ、投資プロジェクトに着手したことで増加した企業価値のほうを業績指標へと反映させるのは、資本支出の期間配分よりいっそう困難な問題である。詳しくは斎藤[1988]、第11章第3節を参照せよ。
- 7 むろん、一般論として、分配指標としての公表利益に客觀性や確実性が求められるとはいえそうである。しかし、いっそう具体的な測定操作をここから引き出すのは困難といえる。
- 8 以上においては、暗に経営者報酬制度を念頭に置いて議論を進めてきた。しかし、配当規制に代表される画一的な分配スキームについては、もう少し意味のある議論ができるかもしれない。会計の外で決まつてくるしくみを与件とみなすことができれば、公表利益のありかただけが操作の対象となってくるからである。もっとも、この場合も、以下に掲げる問題は免れない。
- 9 公表利益とは関係しない情報がどれだけ株価に織り込まれているのか、経営者との間にいかなる報酬契約が取り交わされているのかなどを想起すればよい。
- 10 もっとも、改善の必要性が唱えられながらも現行ルールが存続してきたのは、それが利害関係者の期待に応えてきたことのきわめて間接的な証拠とはなりうる。
- 11 もっとも、利益計算に関する大きな枠組みが短期間のうちに激変するケースは、そう頻繁に起こるものではない。そのかぎりでいえば、比較的長期にわたり利害関係者に支持されてきたルールとの首尾一貫性を問うこと自体は、さほど難しいことでもなさそうである。完全に首尾一貫性が保たれているとはいえないにせよ、概ね内的な整合性が保たれていれば、その整合的な部分から、例えば、減損の生じた債権に関する個別具体的なルールを引き出すことができるからである。
- 12 減損の生じた営業資産の評価について、米国の基準書（FASB [1995]）は「簿価が回収可能性を反映しているのは当然」と説明している。ここで直接の対象となっているのは事業資産であるが、金銭債権についても同様のことが考えられているのは想像にかたくない。ただ、米国の基準書がなにゆえそれを「当然」とみているのかは詳らかでない。
- 13 いうまでもなく、同義反復を避けるためである。
- 14 以上は、「期待の変質」を機にストックの評価額をどう修正すべきかという問題に置き換えられる。
- 15 投資のねらいの変化としては、さしあたり、自律的な回収努力を費やしながら満期まで保有するつもりであった金銭債権が、市場をつうじた譲渡の対象へと変化した場合を想起すればよい。
- 16 次目では、投資のねらいそれ自体は変化しないものの、そこから期待される将来キャッシュフローの見積もりが修正されるケースを取り扱うことになっている。こういうケースと、投資のねらいそのものが変質してしまう場合との区分には大きな困難が予想される。
- 17 現行ルールを支える基本理念から「期待の変質に伴う簿価修正」が導かれてくる言い切るためには、解決すべき問題がもうひとつ残されている。それは、簿価の切り上げに関わるものである。減損という問題領域で取り扱われているのはストック評価額の下方修正だけであるが、「期待の変質」にもとづく簿価修正は切り上げという形をとるものもありうる。「上方修正」という実務の先行事例も乏しく、また、「変質」を機に切り上げを容認するようルールを改善すべきという動きもみられない。このことを、首尾一貫した形でどう説明すべきかは今後の重要な検討課題といえる。
- 18 事実、米国においては「見積もりの修正」というタイトルの基準書（APB [1971a]）も公表されている。

- 19 遷及修正を行わないケースの一部では、旧来の簿価がそのまま引き継がれることとなる。米国では、かつて返済の滞った金銭債権について、このような処理が定められていた（FASB [1977]）。これも「見積もりの変更」の特殊ケースといえる。
- 20 もちろん、修正後の年度における期間損益の意義を重視したところ、「結果的に」修正後の簿価を回収可能なものと解釈できる場合もありえよう。しかし「結果的に与えられた回収可能性」と「当初から意図して得た回収可能性」とは混同すべきでない。その点には十分な注意を払いたい。
- 21 より正確には、財の取得に要した現金支出額をもとに業績を測定することになっている。ただ、特殊なケース以外においては「現金支出額」と、それにより取得した財の市場価格とは一致するものと考えられる。
- 22 いったん計上した貸倒損失の戻入分ではなく、額面金額を超えるような切り上げのほうがここでの検討課題である。

[参考文献]

- APB [1971a], Accounting Principles Board Opinions No.20 : *Accounting Changes*, American Institute of Certified Public Accountants, July 1971.
- APB [1971b], Accounting Principles Board Opinions No.21 : *Interest on Receivables and Payables*, August 1971.
- ASB [1997], Accounting Standards Board, Financial Reporting Exposure Draft No.15 : *Impairment of Fixed Assets and Goodwill*, June 1997.
- FASB [1977], Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.15 : *Accounting by Debtors and Creditors for Troubled Debt Restructurings*.
- FASB [1993], Statement of Financial Accounting Standards No.114 : *Accounting by Creditors for Impairment of a Loan*.
- FASB [1995], Statement of Financial Accounting Standards No.121 : *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of*.
- FASB [1996], Wayne S. Upton, Jr., Special Report : *The FASB Project on Present Value Based Measurements, an Analysis of Deliberations and Techniques*, Financial Accounting Standards Board (FASB) February 1996.
- IASC [1997], International Accounting Standards Committee, Exposure Draft No.55 : *Impairment of Assets*, May 1997.
- 斎藤 [1988], 斎藤静樹『企業会計－利益の測定と開示－』東京大学出版会, 1988年。
- 斎藤 [1995], 斎藤静樹「企業会計における価値と原価－資産評価の根底にあるもの－」『変貌する社会と会計－社会科学的アプローチ－（浅羽二郎先生古稀記念論文集）』森山書店, 1995年。